

渡良瀬川国有林の地域別の森林計画書

第2次変更計画

(変更部分のみ)

(渡良瀬川森林計画区)

計画期間
自 平成29年4月1日
至 令和9年3月31日

関東森林管理局

渡良瀬川国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項において準用する同法第 5 条第 5 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林施業の集約化を目的とした間伐箇所を追加するため、伐採計画量を変更する。
- 2 保安林の機能を強化するため、保安林の指定量を変更する。
- 3 既に計画している箇所以外の荒廃溪流において保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	99	96	4	65	62	2	35	34	0
うち前半 5 年 分	61	58	3	43	41	2	18	18	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	437
うち前半5年分	232

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
総 数（実面積）	3,117.68	2,775.06	
水源涵養のための保安林	2,860.36	2,517.74	
災害防備のための保安林	257.32	257.32	
保健・風致の保存等のための保安林	234.83	227.16	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	う ち 前 半 5 年 分	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）			
指定	総 数			529.80	187.18	
	水 かん	計		342.62	—	水源の涵養
		足 利 市	168、169、171	7.67	—	
		鹿 沼 市	603、605、606、 609、610、611	334.95	—	
	土 流	鹿 沼 市	607、608	187.18	187.18	土砂の流出の防備
保 健 林	足 利 市	168、169、171	7.67	—	公衆の保健	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は以下のとおりである。

略 称	正 式 名 称
水 かん	水源かん養保安林
土 流	土砂流出防備保安林
保 健 林	保 健 保 安 林

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)		う ち 前 半 5 年 分		
佐 野 市	158、161、162、171	4	3	溪 間 工 本 数 調 整 伐 除 伐 つ る 切	
鹿 沼 市	601、603、605、607、608、611	6	6	溪 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	
合 計		10	9		